

鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第41号

鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例（平成28年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「24人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月20日から施行する。